

奈良県林業・木材産業改善資金貸付基準

最終改正 平成30年8月7日

区 分	貸付内容（具体例）	償還期間 (据置期間)	担保又は保証人の条件
<p>ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	<p>林業用機械・施設</p> <p>高能率素材生産用機械 リモコン集材機 苗木生産用機械・施設 林内作業用トラクター クレーン付き作業車 作業道開設用機械 移動式チップパー 索道</p> <p>特用林産用機械・施設</p> <p>炭生産用機械・施設 きのこ生産用機械・施設</p> <p>木材加工用機械・施設</p> <p>バーカ ツイン丸のこ盤 木材乾燥施設 木材防腐処理施設 集成材製造施設 自動丸棒研磨機（磨き丸太研磨機） 全自動丸太背挽機 丸棒削機 焼却炉 グレーディングマシン</p> <p>労働安全衛生施設・機械</p> <p>防振チェーンソー 防振携帯用刈払機 電動式刈払機 自走式刈払機 自動枝打機 玉切り装置 暖房装置付き人員輸送用自動車 振動障害予防器具 無線機器 人員輸送用モノレール 休憩施設</p> <p>福利厚生施設</p> <p>休憩室、更衣室、浴室、シャワー又は トイレを備えた施設 既存施設の上記施設への改造 駐車場</p> <p>木質バイオマス利用施設</p> <p>等を購入・設置する場合</p>	<p>10年以内で かつ機械・施設 の耐用年数 以内 (3年以内)</p>	<p>貸付金の額が1, 500万円以下の 場合は知事が相 当と認める担保 の提供又は保証 人、1,500万円 を超える場合は 知事が相当と認 める担保の提供</p>
<p>イ 造林に必要な資金</p>	<p>間伐を実施する場合（間伐用作業路の開 設・改良費用、集運材機械・施設及び作 業労賃）</p> <p>間伐を実施する森林面積1haにつき 50万円</p> <p>単層林を複層林に転換する場合（作業路 の開設・改良費用、伐木造材及び集運材 用の機械・施設並びに作業労賃） 複層林に転換しようとする森林面積1ha につき 90万円</p>	<p>5年以内</p> <p>10年以内 (3年以内)</p>	

区 分	貸付内容（具体例）	償還期間 (据置期間)	担保又は保証人の条件
ウ 立木の取得に必要な資金	森林所有者等が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行う場合	5年以内 (1年以内)	貸付金の額が1,500万円以下の場合には知事が相当と認める担保の提供又は保証人の提供又は保証人、1,500万円を超える場合は知事が相当と認める担保の提供
エ 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金	上記ウの貸付内容の措置と併せて行う場合	3年以内	
オ 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	賃借権、地上権を取得する場合	10年以内でかつ権利の存続期間内	
カ 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金	機械・施設の賃借料を支払う場合	3年以内	
キ 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金	間伐・保育、その他の施業を継続して委託する場合	10年以内 (3年以内)	
	立木の管理を継続して委託する場合 当該委託に係る森林面積1ha1年につき1万円		
ク 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金		3年以内	
ケ 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金	中小企業診断士等の指導を受ける場合	3年以内	
コ 林業経営又は木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金		3年以内 情報処理機材は5年以内 かつ耐用年数以内	
サ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金		5年以内	
シ エからサまでに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金		3年以内	

附 則
この基準は、平成16年1月16日から施行する。

附 則
この基準は、平成30年8月7日から施行する。